



平成 19 年 5 月 9 日

各 位

会社名 レンゴー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大坪 清
(コード番号 3941 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員広報部長 川本 洋祐
(TEL.06-6223-2371)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 139 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の発行可能株式総数は、3 億 6 千万株とされているところ、発行済株式の総数が既に 263,774,450 株（平成 19 年 3 月 31 日現在）となっていることから、本株主総会の承認を得たうえで導入を予定している「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に基づいて新株予約権を発行することとなった際に、その実効性を高めるとともに、今後の機動的な資本政策を可能とするため、これを 8 億株に変更するものであります。（現行定款第 6 条）
- (2) 取締役会の一層の活性化を図り、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定および業務執行を行うため、執行役員制度を導入したことに伴い、現行定款第 19 条で 24 名内としている取締役の員数を 18 名以内に変更するとともに、執行役員に関する規定の新設、所要の変更を行うものであります。（現行定款第 19 条、同第 22 条、変更案第 29 条）
また、変更案第 29 条の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。
- (3) 当社第 10 回転換社債が平成 19 年 3 月 30 日に満期償還を迎えたことに伴い、転換社債の転換と配当金の規定を削除するものであります。（現行定款第 41 条）

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 19 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 19 年 6 月 28 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億6千万株</u>とする。</p> <p><u>第4章 取締役および取締役会</u> (員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>24名以内</u>とする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条～第40条 (条文省略)</p> <p><u>(転換社債の転換の時期)</u></p> <p>第41条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当金および中間配当金は転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8億株</u>とする。</p> <p><u>第4章 取締役、取締役会および執行役員</u> (員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>18名以内</u>とする。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 ① (現行どおり)</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第29条 ①当社は、取締役会の決議により、<u>執行役員を選任し、会社の業務執行の一部を委任することができる。</u></p> <p>②執行役員に関する事項は、<u>取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第30条～第41条 (現行どおり) (削除)</p>